

関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会事務局内に置く。

(目的)

第3条 本会は、各地域のサロン（以下「単位サロン」という。）が行ういきいきサロン活動を支援することにより、地域に生活する高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、前条の目的に賛同して活動する単位サロンの代表者（以下会員という。）で組織する。

- 2 本会に新たに加入しようとする者は、関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会加入申請書（別記様式第1号）にて申請するものとする。
- 3 本会から脱退しようとする会員は、関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会脱退届（別記様式第2号）を提出するものとする。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 単位サロンの実施状況の把握
- (2) 単位サロン相互の交流・情報交換のための連絡調整
- (3) サロン実施方法等の研修会の開催
- (4) 新規サロンへの支援
- (5) 単位サロンへの助成
- (6) いきいきサロン活動の啓蒙
- (7) 他団体との連携
- (8) その他目的達成のため必要な事業

(役員)

第6条 本会に、会員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 庶 務 1名
- (4) 監 事 2名

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が第7条第1項に規定する役員会の同意を得て、顧問を置き、委嘱することができる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時これを代理する。
- 5 庶務は、会の庶務を司る。
- 6 監事は、会計を監査し、会議に報告する。
- 7 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 欠員となった役員は、前任の単位サロンから選出し、任期はその前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、会員全員で組織する総会並びに会長、副会長、庶務及び監事で組織する役員会をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会長が招集し、出席の会員の中から議長を選出し次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員を選出
 - (2) 予算・決算の承認
 - (3) 事業計画・報告の承認
 - (4) その他総会で議決が必要な事項
- 4 総会は、会員の3分の2以上（委任状を含む）によって成立し、役員会は役員過半数の出席によって成立するものとし、議決は出席者の過半数の同意によって決する。

(経費)

第8条 本会の経費は、助成金その他をもって充てる。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第10条 本規約は、総会の議決により変更することができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成12年12月20日から施行する。
- 2 第6条第8項の規定にかかわらず、この規約による最初の役員任期は、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、総会の議決の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(別記様式第1号)

関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会加入申請書

平成 年 月 日

関ヶ原町いきいきサロン
連絡協議会長 様

申請者 代表者氏名 印
代表者住所

次のとおり、関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会に加入したいので申請します。

記

設置自治会名

設置サロン名

代表者連絡先

(別記様式第2号)

関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会脱退届

平成 年 月 日

関ヶ原町いきいきサロン
連絡協議会長 様

申請者 代表者氏名 _____ 印
代表者住所 _____

次のとおり、関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会を脱退します。

記

設置自治会名 _____

設置サロン名 _____

脱退理由 _____ のため